

特別定額給付金のよくあるお問い合わせについて

【I 対象者について】

問1	外国人も対象になりますか。
----	---------------

▼令和2年4月27日(基準日)において住民基本台帳に記載されている外国人の方は対象となります。短期滞在者及び不法滞在者は対象となりません。住民基本台帳への記載は、3か月を超える在留期間が決定された外国人の方が対象となります。

問2	子どもにも支給されますか。
----	---------------

▼年齢を問わず、令和2年4月27日(基準日)において住民基本台帳に記載されている方は対象となります。

問3	令和2年4月27日(基準日)以降に死亡した人は、対象になりますか。
----	-----------------------------------

▼令和2年4月27日(基準日)以降に死亡した方で、その世帯に世帯主以外の世帯員がいる場合は、給付対象となります。世帯主が基準日以降に申請を行うことなく死亡した場合は、世帯員の方が新たに世帯主となって申請してください。

▼令和2年4月27日(基準日)以降に死亡した方が単身世帯の場合で、申請を行うことなく死亡した場合は、給付対象とはなりません。申請後に死亡した場合は、相続の対象となります。口座を凍結している場合には、コールセンターへご連絡ください。

問4	令和2年4月27日(基準日)の翌日以降に葛飾区に引っ越ししてきた場合の申請先はどこですか。
----	---

▼令和2年4月27日(基準日)時点で住民基本台帳に記載されている市区町村に対して申請をしてください。

【II 送付先について】

問1	申請書はいつ送付されますか。
----	----------------

▼5月中に全世帯へ送付する予定です。令和2年4月27日(基準日)に住民基本台帳に記載されている住所に郵送します。

問2	申請書を別の住所に送ってもらうことはできますか。
----	--------------------------

▼葛飾区では、住民基本台帳に記載されている住所に郵送します。他の住所で受け取りをご希望の場合は、日本郵便の転送サービスをご利用いただくことで、郵便物を転送することができます。手続き方法は、郵便局のホームページもしくは最寄りの郵便局にてご確認ください。成年後見人への送付先の変更等をご希望の場合は、6月中旬を目途に改めてホームページでお知らせする予定です。

【Ⅲ 手続きについて】

問1	申請できる人は誰ですか。
----	--------------

▼申請できる方は世帯主です。郵送またはオンラインにより申請してください。申請書は、5月19日から順次発送し、5月中に全世界帯へ送付する予定です。

問2	オンラインで申請しましたが、申請書が届きました。改めて申請書を送付する必要がありますか。
----	--

▼申請書はオンライン申請の有無にかかわらず、令和2年4月27日(基準日)に住民基本台帳に記載されている方へ一斉に送付しています。オンライン申請した場合、改めて申請書を提出していただく必要はありません。

問3	申請書を窓口を持って行っていいですか。
----	---------------------

▼本区は、窓口での受付は行っておりません。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外出を控え接触の機会を減らすことを目的として、国は申請方法を、郵送申請かオンライン申請とすることとしました。この趣旨をご理解の上、郵送またはオンラインで申請してくださいますようお願いいたします。

問4	郵送申請の場合、本人確認書類は何を提出すればいいですか。
----	------------------------------

▼世帯主の方の、氏名と生年月日の確認できる以下の公的な身分証明書が必要です。

- ・運転免許証の写真のある面の写し
- ・マイナンバーカードの写真のある面の写し
- ・パスポートの写真のあるページの写し
- ・健康保険証の表面の写し
- ・介護保険証の葛飾区の公印のある面の写し など

▼外国籍の方については、以下の公的な身分証明書が必要です。

- ・在留カードの写真のある面の写し
- ・特別永住者証明書の写真のある面の写し

問5	郵送申請する場合でも、マイナンバーカードが必要ですか。
----	-----------------------------

▼必ずしも必要ではありません。郵送申請の場合は、本人確認書類が必要です。

上記【Ⅲ手続きについて】の問4に記載されている、本人確認書類をご提出ください。

問6	本人確認書類の写しは全員分必要ですか。
----	---------------------

▼世帯主の方の本人確認書類の写しのみで申請可能です。ただし、代理人の方が申請する場合、世帯主と代理人の2人分の本人確認書類の写しが必要となります。

問7	郵送申請の場合、口座確認書類とは何ですか。
----	-----------------------

▼「金融機関名・口座番号・口座名義人」が分かる以下の振込先口座確認書類が必要です。

- ・通帳の見開きページ等
- ・キャッシュカードの写し
- ・インターネットバンキングの画面の写し

問 8	特別定額給付金の代理申請はどのようにすれば良いですか。
-----	-----------------------------

▼世帯主の方が代理人として委任した方が代理申請できます。申請書の代理人欄に記入して、申請書、世帯主の本人確認資料の写し、代理人の本人確認資料の写し、振込口座の通帳かキャッシュカードの写しが必要となります。なお、代理人による申請は、郵送での申請のみとなります。

問 9	二人世帯なのですが、別々の口座に振込をしてもらうことは可能ですか。
-----	-----------------------------------

▼今回の特別定額給付金は、世帯に給付することが定められております。そのため、別々の口座への振込はできません。

問 1 0	金融機関の口座を持っていないのですが、現金で受け取ることはできますか。
-------	-------------------------------------

▼できる限り金融機関の口座開設をお願いします。金融機関の口座開設が困難な方につきましては、申請書が届きましたらコールセンターへお問い合わせください。

問 1 1	申請はいつまでできますか。
-------	---------------

▼令和2年8月24日の消印有効です。

【IV 振込について】

問1	オンライン申請の場合、郵送申請に比べ、どのくらい早く振り込まれますか。
----	-------------------------------------

▼オンライン申請と郵送申請では、申請方法が異なるだけで、振込までの期間に差はありません。振込は、5月下旬からを予定しております。

【V DVで避難している方について】

問1	現在 DV 避難をしているのですが、給付金を受け取るためにはどのような手続きが必要ですか。
----	---

▼「特別定額給付金について」のページ下部の「関連リンク」より詳細をご確認ください。

問2	家庭内別居をしている場合には、別々に申請できますか。
----	----------------------------

▼令和2年4月27日（基準日）において、同一世帯に属する場合は、世帯主に給付いたします。